福島県総合計画審議会議事録

日　時　　平成２２年１０月２１日（木）１３：３０～１５：５０

場　所　　杉妻会館　牡丹

司　　会　本日はご多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます総合計画課の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。

初めに内堀副知事からごあいさつを申し上げます。

内堀副知事　皆さん、こんにちは。福島県副知事の内堀雅雄でございます。きょうは何かとお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

きょうの審議会、議事を見ていただきますと二つございます。一つ目が国土利用計画でございますが、これまで４回の検討部会を開催いたしまして中身を詰めてまいりました。その第五次案が出そろってまいりましたので、きょうはその中身について皆さんにご覧をいただき審議をしていただければと考えております。

そして、２点目は総合計画でございます。ご承知のとおり今年の４月から新しい総合計画がスタートいたしました。ＰＤＣＡサイクルでいえば、まさにドゥという段階に入ったわけでございますが、ここからが本番でございます。

ご承知のとおり、福島県内、あるいは日本全体もそうですが、本当に多くの課題を抱えておるところでございます。我々はやはり、この課題を何とか乗り越えていかなければいけないと考えておりますし、そのために必要なのは、この総合計画をしっかりと実行していくことだと思います。

その際に、やはり大事なのはＰＤＣＡのチェックという内容がございます。今回も審議対象として五つの施策について、施策の取組状況を今回皆さんに見ていただくわけでございますが、プランしたものをきちんと行っているかどうか、それが順調なのか、あるいはまずいのであればどこに問題点があってどのように直したらいいのか、あるいは新しい状況が発生したのであればそれに対する対応をしなくていいのか、さまざまな視点からご意見をいただければと思います。

きょうの審議会、皆様方の積極的なご審議をいただく中で、また、よりよい総合計画の執行を務めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会にあたってのごあいさつといたします。

本日はよろしくお願いいたします。

司　　会　それでは、次に鈴木会長からごあいさつをお願いいたします。

鈴木会長　改めまして、皆さん、こんにちは。

今、副知事からありましたように、きょうは２つの案件で皆さんにお集まりいただきました。最初の国土利用計画なのですが、既にご案内のように、昨年の11月５日にこの件について知事から諮問を受け、これに

ついて検討部会を設置いたしましてこれまで議論してまいりました。前回の７月の審議会で、途中の審議経過について素案として皆さんにお諮りしたところであります。その後、パブリックコメント等を経て修正を加えて、今回が最終の案としてまとまりましたので、皆さんにお諮りするということになった次第であります。

２番目の県の総合計画ですが、重点施策は全部で22ありまして、これを５年間のうち、当初の３年間でこれを全部見ていこうということで、初年度、先ほどありましたように５施策について、部会を設けてこの進行状況についてチェックをしてまいりました。そういう意味で、審議を行ってきた中身について、きょう皆さんにお諮りをして、我々の審議会としての検討結果についての報告をまとめたい、このように思っております。

何分、机の上にあります資料が膨大な資料で、とても全部目を通せるようなものではないかもしれません。しかし、先ほど副知事からお話がありましたように、今、国あるいは都道府県、市町村の自治体、いろいろな意味で複雑な状況に直面しているわけで、その中で、確たる方向づけを我々なりに築いていかないと翻弄されてしまうと思いますので、私たちは粛々と、福島県のこういう施策展開をどのように進めていくか、皆さんのお知恵を拝借しながら進めていきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

司　　会　ありがとうございました。

なお、副知事は所用によりここで退席させていただきます。

（副知事退席）

司　　会　それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

大変資料が多くなっておりまして恐縮でございます。皆様のお手元の右側にＡ４の横長で本日の配付資料等一覧表があるかと思いますが、これを用いまして説明させていただきます。

右側に本日配布分、左側に以前送付分に分かれております。右側の当日配分といたしましては、一番上の共通項目としまして、次第、出席者名簿、座席表、それから本日の審議会の資料です。若干修正がございまして、その正誤表に従いまして差し替え用の資料がゼムクリップで留めてあります。それから、総合計画審議会条例、総合計画審議会委員名簿、以上のものがクリップで留めてある資料でございます。

総合計画審議会委員用資料という名前がついている青いファイル、それぞれの委員の方々のお名前をファイルにシールで貼ってあるものでございますが、国土利用計画関係の共通資料、これが１冊です。それから、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の冊子、それからファイルがあと２冊ございまして、資料８－３「政策分野別重点施策に係る施策取組状況評価調書（事業一覧）」でございます。それから、資料の９－３「地域別の重点施策に係る施策取組状況評価調書（事業一覧）」、

青いファイルとしましては全部で３冊あるかと思います。以上ありますでしょうか。

さらに、大変資料が多くなって恐縮でございますが、事前に委員の皆様方に郵送で資料をお送りしておりました。本日お持ちいただくようにお願いしていたものですが、それが事前送付分となっておりますもので、資料一覧表でいきますと左側に書いてあります。配付資料一覧の左側、事前送付分というもので、議事関係の１番目、国土利用計画関係としまして資料の１から資料の６まで、これは、郵送させていただいたときには一つにまとめてクリップで留めてございました。それから、議案の２つ目としまして、政策分野別重点施策の本年度審議対象としました５施策の取組状況評価に関しまして、資料の７－１「平成22年度総合計画進行管理部会審議結果」、これはＡ４判の紙を折り畳んだものですが、７－１と８－１、９－１、それに参考資料の１と２をつけまして同じくクリップで留めたもの、これを郵送でお送りしておりました。また、同じファイルで資料の７－２、８－２、９－２、これは枝番号が２とついているものです。資料の７－２、８－２、９－２という資料を３冊、事前にお送りしておりました。もし、ご不足等がございましたらお声掛けいただければと思います。議事の中で不足等がありましたら、その都度お声掛けいただければ、そのときは配布させていただきます。

説明に際しましては、配付資料一覧の中の黒枠で囲んでおります資料７－１、８－１、９－１を使って説明させていただきます。繰り返しになりますが、説明の中で不足等がございましたらその都度お声掛けいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降は福島県総合計画審議会条例第５条第２項の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

議　　長（鈴木会長）　それでは、ここからは私が議事の進行役を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして定足数の確認をいたします。本日は、委員現員が25名ですが、17名が参加しておられますので、本審議会が有効に成立していますことを、まずご報告申し上げます。

続いて、議事録署名人を２名選びたいと思いますが、私のからご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議　　長　それではよろしくお願いします。本日は、お一人が木田委員、もう一人は中山委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議事１ですが、福島県国土利用計画（第五次）（案）についてであります。先ほども冒頭のごあいさつで申し上げましたように、昨年の11月

５日に開催された総合計画審議会で、福島県国土利用計画改定検討部会を設置して、私を含めて７名の委員に部会委員になっていただきました。その後、１月から７月にかけて計４回の部会での審議を経て、中間整理案として取りまとめ、前回の７月14日の審議会で皆様に中間整理案を提示し、ご意見を頂戴いたしました。さらに、８月にそれを踏まえてパブリックコメントを実施するとともに、並行して市町村及び国の関係機関への事前の意見照会を実施したところであります。そして、これらの意見を踏まえて最終的な案として取りまとめを行ったものであります。

部会長は私が務めさせていただいておりましたが、その概要について事務局のから説明をしていただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

土地･水調整課長　土地・水調整課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。それでは、私からご説明したいと思います。

まず、具体的な説明に入る前に、中間整理案のおさらいということを若干したいと思います。県土の特性、県土利用をめぐる基本的条件の変化、県土利用の現状を踏まえまして、持続可能な県土管理というものを県土利用の課題としております。このため、県土利用の基本方針として、今回の国土利用計画では４つつくっておるわけですが、土地需要の量的調整、土地利用の質的向上、地域の活力を支える土地利用、県土利用の総合的マネジメントという、この４つでございます。これに基づきまして、規模の目標、必要な措置の概要について記載をしておるというものでございます。

先ほど、会長からの説明にもございましたように、前回の７月14日の審議会におきまして、中間整理案の審議をしていただいたわけでありますが、その後、パブリックコメント、市町村・国からの意見に基づきまして、文言等の修正を行いまして最終案として取りまとめておりますが、基本的な点につきましては中間整理案と変更はございません。

それでは説明したいと思います。まず、資料２の「パブリックコメントとその対応」をご覧いただきたいと思います。横長の表でございます。

パブリックコメントにおきましては、１人の方から18件の意見をいただいたところでございます。文言の単なる修正を除きまして、意見の主なものについてご説明をいたしたいと思います。上部に通し番号が振ってございますが、通し番号の26ページをお開きいただきたいと思います。左端の番号でいいますと４番目でございます。

意見といたしましては、自然とのふれあいや災害安全の確保が質的向上であるというのは理解しがたい。例えば、自然とのふれあいを推進しようとして貴重な原生自然を破壊するようなことになれば県土の質の低下になるというようなものでございます。

自然とのふれあいにつきましては、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、すぐれた自然環境の保全とともに自然とのふれあい

や自然とふれあいやすくする環境づくりといった視点も県土利用の質的向上における重要な要素と考えておりますし、また、災害安全の確保につきましても、近年、大規模地震とか、いわゆるゲリラ豪雨などの災害が増加していることから、土地利用において考えていくべき重要な要素でございまして、県土の質的向上につながるものと考えているところでございます。なお、ご意見を踏まえまして「自然環境の保全」という文言を追加しております。

次に、上部の通し番号27ページをご覧いただきたいと思います。左端の番号でいいますと６番でございます。

意見といたしましては、市街地内の低未利用地等は一団の土地として利用目的に沿った形で存在することはあり得ないし、仮に存在したとしても、権利関係が複雑であったりして活用には相当の時間や労力を要するのが実態であり、地域経済が逼迫している現在、地域活力をもたらす新たな土地需要については積極的に対応することが基本であるというものでございます。

これにつきましては、対応といたしましては原案どおりとしております。市街地内の低未利用地の利用にさまざまな難しさがあるのはご意見のとおりであると思いますが、郊外の土地需要への積極的な対応によって、都市機能が郊外に散在してしまうということは、今後の人口減少・高齢化社会の中では、都市機能の集約による効率化や、自動車を運転できない高齢者等への配慮、あるいは環境への負荷の低減といった観点から望ましいことではなく、また、市街地内の低未利用地が利用されないままであるということは、周辺の土地利用への影響という観点からも望ましいことではないことから、新たな土地需要に対しては市街地内の低未利用地の活用を優先させるという記載としたものでございます。

次に、耕作放棄地関係のご意見でございます。上部の通し番号でいいますと27ページの番号７、32ページの番号17、こちらの両方をご覧いただきたいと思います。

意見の概要といたしましては、適正な管理ができず多様な主体もいなかったから現在の状況があり、国土計画は解決のシナリオを提示する役割を果たすべきだというものです。また、耕作放棄地の増加を農外企業による農業参入、畜産利用や他作物栽培などで防げると思っているのであれば、目標を明確にしてほしい。農外企業には何を栽培させるのか、需給動向をどうとらえているのか、他作物栽培とは具体的に何なのかというようなものでございます。

中間整理案におきましては、県土利用の総合的マネジメントの推進というものを県土利用の基本方針の一つとしており、地域が主体となった土地利用の諸問題への取り組みを推進することとしております。また、これを進める上で必要な措置の概要といたしまして、土地の所有者や地域住民だけではなく、地域外からの知恵や力を受け入れながら多様な担

い手づくりを推進すること、こうした多様な主体がさまざまな活動をとおして県土管理に参画し連携していく取り組みを推進するということを記載しております。

また、「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」におきましては、耕作放棄地対策として、認定農業者や農業生産法人、集落営農組織、農外企業など、多様な主体により農用地としての有効利用を進めるとしており、また、農用地が持続的に利用されるように放牧等の畜産的利用拡大、園芸・特産作物の拡大、飼料作物の作付、菜の花プロジェクト等の景観形成に資する利用、そば・麦・大豆などの産地拡大など、地域の実情に応じた取り組みを支援するとしております。こうした取り組みによる耕作放棄地解消目標面積を平成22年から26年で2,000ヘクタール以上としております。なお、ご意見を踏まえまして、農用地の有効利用につきまして、番号17に記載のとおり修正をしております。

次に、工業用地関係のご意見でございます。上部の通し番号30ページの番号12、31ページの番号16、それから、通し番号33ページの番号18をご覧いただきたいと思います。

同じトーンで書かれてございますが、意見の概要といたしましては、工業用地というのは4,509ヘクタールから4,520ヘクタールと、６年間で11ヘクタールの増加にとどまっているが、このフレームからは県の積極的な企業誘致姿勢が感じられない。道路条件のいいところは農地・山林から積極的に工業用地に利用転換すべきである。また、今、地域経済が厳しい状況にあるときに、企業誘致や産業振興は最大の命題である。そうした土地利用に対して、低未利用地の有効利用を第一に掲げるというのはあまりにも無知である。工業用地の確保というのは、雇用の場を創出する上で緊急かつ最大の課題であるというものでございます。

これにつきましては原案どおりということにしております。雇用の場の確保につきましてはご意見のとおりだと思いますが、中間整理案では、工業用地利用の基本方向といたしまして、「既存の工業団地の未利用地の有効利用に努めながら、工業生産に必要な用地を確保する。」としておりまして、必要な工業用地の整備を計画的に進めるというような記載をしております。また、面積の面でいいますと、総合計画で目標としている５年間での工場立地件数400件以上という目標があるわけですが、新設だけではなくて増設も含まれておりまして、また、立地の一方で企業の撤退あるいは倒産による面積の減少というものもございます。過去の趨勢を見てみますと、平成11年から平成20年の実績で見ますと、立地件数780件に対しまして、工業用地面積は187ヘクタールの減少となっております。このようなことも踏まえまして、工業用地の数値目標を設定したというものでございます。

それでは次に市町村からの意見について主なものをご説明いたします。資料３の「市町村意見とその対応」をご覧いただきたいと思います。

上部の通し番号の34ページでございますが、左端の番号でいいますと１番でございます。

意見といたしましては、県土利用の現状と課題についてはほぼ同様の認識であり、基本構想及び必要な措置の概要についてもおおむね理解するが、抑制だけでは地域の活性化につながらないとの懸念があるため、地域の実情に即した計画的かつ適切な土地利用を図るというような表現にしていただくよう求めるというものでございます。

県土の土地利用状況を見ると、農用地や森林などの自然的土地利用が減少してきた一方で、有効に活用されない低未利用地が増加してきているために、基本的な考え方といたしまして、低未利用地の有効利用と自然的土地利用の転換抑制を図ることとしているわけでございますが、ご意見の点につきましては、県土利用の基本方針の県土利用の総合的マネジメントの推進におきまして、「地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。」としておりまして、地域の土地利用のあり方については、さまざまな視点を踏まえ地域の主体的な取り組みを通じてこれを推進することを方針としていることから、原案どおりということにしております。

次に、上部の通し番号の35ページをお開きいただきたいと思います。左端の番号４でございます。

意見といたしましては、食料自給率の向上が農政の大きな課題となる中で、農業振興に欠かすことのできない生産基盤である農地を確保することは極めて重要なことであると考えると、利用転換に際して十分配慮するというような表現は、これまでの農地が減少するのもやむを得ないというスタンスと変わらないのではないかというものでございます。

この意見に対しましては、人口減少や土地需要の減少等を背景とした土地利用転換圧力の低下や農用地の重要性の高まりなどから、農用地の利用転換に対する制約も高まりつつあることを踏まえまして、計画の素案では、現行の第４次計画と比較いたしまして、記載のとおり農用地の転換抑制をより強調しているということから、原案どおりとしております。

なお、市町村意見に対しましては、文言の修正にかかわるものも含めまして、対応について市町村と協議をいたしまして了承を得ております。

次に国からの意見についてでございます。まず、資料４「国の地方支分部局との調整」をご覧いただきたいと思います。１枚の紙でございます。上部の通し番号でいいますと37ページになります。東北農政局及び東北地方整備局から意見が出ておりますが、いずれも文言の修正でございまして、意見のとおり修正をしております。

次に資料５「国の本省との調整」をご覧いただきたいと思います。上部の通し番号でいきますと38ページでございます。14件ほど意見がござ

いましたが、いずれも文言の修正でございます。内容的には農業や森林に関する多面的機能の解釈といいますか、そちらにかかわるものが大半を占めておりまして、必要な修正を行っております。なお、国からの意見に対しましては、対応について国と協議をし、了承を得ております。

内容の説明は以上でございますが、資料６に７月の時点の中間整理案、ここでは右側に素案（H22.7.14時点）と書いてあるものでございます。それと、今回お出ししました案（H22.10.13時点）の対照表を作成しておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

私からは以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

これまで、パブリックコメントやいろいろな関係機関との調整の結果、このような修正を加えたものとして今回最後に出された最終段階の案が比較する格好で示されています。

これらの説明について、皆さんのほうからご質問やご意見を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

庄條委員（代理　長島氏）　ちょっと納得できないところがあるのですが、37ページ、国との調整の中で、耕作放棄地等は国土の安全・県土の安全とはカテゴリーが違うというような国のご指摘だったということなのですけれども、そうなのでしょうか。やはり、耕作放棄地を放置しておきますと、土砂崩れなどさまざまな部分で、あるいはいわゆる水の涵養、ダム機能が失われたりするわけでありますから、まさにこのことは県土の安全性の範疇に入るのだと理解しているのですが、国は、耕作放棄地と国土の安全、どういうことなのかわかりませんけれども、どういう手法で相互関係を証明するのか、国は別の尺度を持っているのかわかりませんけれども、我々はそのように理解しているわけなので、国の認識が理解できないのですが、どういう理解なのでしょう。

議　　長　　いかがでしょう。耕作放棄地も国土や県土の安全性を脅かすという範疇でとらえていいのではないかというのが今の長島さんのご意見ですが。

土地･水調整課長　当初、私どもも実は長島氏の考えと同様に考えておりまして、そこで、そういうことで東北農政局と話をしたわけでございますが、向こうとしましては、どうしてもこのカテゴリーは違うと。間接的にはそういうこともあるかもしれないけれども、直接的なものではないだろうということで、削ってほしいという意見がかなり強行にございましたので、うちのほうとしては今回削ったということでございます。

議　　長　　例えば、長島さんの先ほどのご発言のように、耕作放棄地が安全性を脅かすという意味で、具体的に何か説得的な現象として説明できれば突破できます。

庄條委員（代理　長島氏）　当然、手入れしていないのですから、さまざまな面でそれが崩れてきたり、要するに、そこに水が張ってあればダム機能という側面がありま

す。田んぼであれば、耕作していなければ亀裂が入って、そこに水が浸みて、雪崩的な地すべりになってしまったりという、恐らくこれはそういう世界からも間接の世界ではないと思うのです。ですから、もし国がそういう間接的な意識だとすれば、私はおかしいと思います。これはどうにもならないかどうかわかりませんけれども、そのことを申し上げておきます。

議　　長　　カテゴリーが違うかどうかという厳密な議論よりも、県土が安全にあるいは豊かに守られるために、ここからいうと障害をもたらしていることは事実なので、カテゴリーが違うかどうかという厳密な議論はあまり生産的ではありませんね。だから外せというのは、そういう意味では。

この点で、ほかの方々で何か、これに関してご意見はございますか。国がかなり強烈に修正を求めてきたということなのですけれども、審議会でこの議論を踏まえて、いやいやそうではない、審議会の中ではこういう意見があったということを踏まえながら、担当部局には申し訳ないのですけれども、もうちょっとやりとりをしていただくということは可能でしょうか。

浅和委員　　今の件です。これは、今お話があったように、やはり安全な県土づくりという観点から考えれば、耕作放棄地の状態にしておきますと誠に危険きわまりなくなるのです。だから、耕作放棄地増加の削除ということを、国で指導したけれども、現実的にはこの放棄地が増えるというのは非常に災害の危険性につながるということだと思います。そんな考え方です。

原田委員　　大玉村の村長さんの発言に関連して、自分は農業をやっている立場から発言をしたいと思います。

やはり、国がこうやって出てくるのは、前回も私と村長さんの意見が一致したのですが、国が明確な農業政策というものを出していないからです。自給率を上げよう、それがカロリーベースとか何とかというのだけれども、農林水産省という役所を存続させる意味で言っているのが強いのだということを、私は農業をやっている意味からそういう角度で見たいと思います。だから、長島さんが言ったように、農協はどういう立場から国に、したがって、本気になって国が農業を振興して、私たちが農業で他産業並みの所得があれば、後継者もいるし、嫁さんもくるし、遊休農地なんて出ないし、農地が足りなくなっています。そういう中で、国がだらしないからだといったら国には失礼ですけれども、そういう意味で、私は国が横やりを入れたのではないかと、そうは思いたくないのですけれども、そのように考えます。

やはり、段々畑があったり棚田があったりして、要するに江戸時代からつくってきた棚田とかそういうものはダムの役割をしています。それから、今は林業がもうからないから山が荒れてしまうから、大雨が降ると災害が起きる。そういう意味で、やはり遊休農地はこのまま放ってお

いたら非常に危険だということは、やはり突っ張って答申の中に私は書くべきだと思います。

以上であります。

議　　長　　ありがとうございます。

今、何人かの方々が、国の注文について疑義が示され、ここのところは県の方針を貫いたらいいのではないかというご意見なので、それを承って、後ほど整理しようと思いますけれども、もう一度国との協議等をやるということを事務局でお考えいただくというところで、今の意見については受け止めさせていただいてよろしいですか。それは県のほうはよろしいでしょうか。もう、そんな余地はない。大丈夫でしょうか。

土地･水調整課長　　審議会の意見を踏まえて国と再度協議をするというのは可能でございます。

議　　長　　ありがとうございます。

今のご意見はそのように承ってこれからの対応をしたいと思います。

それでは、それ以外の点でいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

もう一度後で念を押してお聞きしますが、ないようでしたら、この第五次案を審議会の案とさせていただきたいと思います。ただ、念のため、先ほど意見交換のあった点については、先ほどのような対応をとらせていただいて、その結果は皆さんにまたご報告するようにします。そのことを条件にして、この第五次案について審議会としての案とするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議　　長　　どうもありがとうございました。

それではそのようにさせていただきます。後日改めて、審議会の代表として私から県に対して答申をする、こういう手続きになるかと思いますが、その手続き等については後ほど事務局からご連絡させていただくようにいたします。

それでは、次に議事の２に移らせていただきます。政策分野別重点施策のうち今年度審議対象とした５施策の施策取組状評価についてであります。

本件につきましては、６月の審議会に進行管理部会を設置いたしまして、７月の審議会で皆さんにお諮りをして、知事が任命した特別委員３名を部会委員として指名させていただきました。ここからは、部会委員として加わっていただいた特別委員にも審議に加わっていただきたいと思います。

（特別委員参加）

議　　長　　吉岡さん、深澤さん、川崎さん、どうもありがとうございます。

この審議会の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定があり、今の段階から特

別委員が参加されたので、定足数と現員数が変わっていきます。

改めて定足数を確認させていただきます。今、特別委員が加わったので、委員現員は28名であります。参加委員が20名になりますので、本審議会が有効に成立していることを改めてご報告申し上げます。このように２段階になっていることを念頭に入れてください。

施策の取組状況評価については、７月に第１回の部会を開催いたしまして、年度ごとに部会で審議する施策の数を決定いたしました。具体的には、本年度が５施策、来年度が８施策、24年度が９施策、25年度には計画の総点検のため22の重点施策すべてについて、計画の最終年度である26年度は総点検を踏まえて次の計画を策定する、こういう段取りになります。

先ほど申しましたように、全体で22ある施策のうち、今年度は５施策について点検をしてまいりました。そして、８月と９月に開催した部会で、県が行った施策の取組状況評価のうち５つの施策について審議をいたしました。これにつきましても、私が部会長をしておりましたが、その経過や内容について事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総合計画課長　事務局の総合計画課の梁取と申します。よろしくお願いいたします。それでは、私からご説明させていただきます。

議題の説明に入ります前に、総合計画の進行管理のフレームについて改めてご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の中に参考資料１というものがあると思います。Ａ４判の裏表の紙一枚のペーパーでございます。参考資料１をご覧いただきたいと思います。

参考資料１、表題が「総合計画の進行管理について」となっております。それをご覧いただきたいと思います。この資料は、６月16日に開催されました総合計画審議会の時の資料でございますが、「いきいき ふくしま創造プラン」の進行管理は、施策の取組状況を評価することに力点を置くとともに、評価結果を次年度事業の構築に効果的に活用するとしております。施策の取組状況に関する評価につきましては、政策分野別の重点施策22施策と地域別の重点施策90施策を評価対象とし、その評価の方法は、政策分野別の重点施策については22施策すべてについて自己評価を行うほか、多様な意見の反映や客観性の向上等を図るため、毎年度22施策のうち複数施策を抽出し、総合計画審議会による第三者評価を実施することといたしました。また、詳細審議の対象となる施策以外の施策については、自己評価の結果を審議会に報告することとしたところでございます。

地域別の重点施策については、地方振興局が中心となり各出先機関が連携して地域で懇談会を開催するなど、県民の皆様のご意見を聞きながら評価をし、その結果については総合計画審議会にも報告することとし

たところでございます。

次に、次年度事業の構築等でございますが、各部局は評価結果をもとに部局間の連携を図りながら効果的な事業構築を行うこととしております。進行管理結果につきましては、わかりやすく取りまとめ、広く県民に公表するとともに、県議会に対しても報告することとしたところでございます。

裏面をご覧ください。ただいまご説明した進行管理の内容をスケジュール表にしたものでございます。本日の総合計画審議会、10月の欄でございますが、本日の総合計画審議会では政策分野別重点施策のうち、今年度審議対象とした５施策について審議していただくとともに、政策分野別重点施策のうち、今年度審議対象とならなかった17の施策の自己評価の結果及び地域別重点施策の評価結果についてご報告させていただくこととしております。

それでは議題に移りたいと思います。政策分野別重点施策のうち、今年度審議対象とした５施策の施策取組状況評価についてご説明いたします。関係資料は資料の７－１でございます。「平成22年度総合計画進行管理部会審議結果」というＡ３判の見開きの紙でございます。それと、資料７－２「政策分野別重点施策に係る施策取組状況評価調書（審議対象５施策）」という青ファイルが、お手元にあろうかと思います。それと、参考資料の２でございます。「政策分野別重点施策の体系」という表題でございます。関係資料としては、資料７－１、資料７－２、参考資料２という３種類がございます。よろしいでしょうか。関係資料はこの３つございますが、本日は資料７－１と参考資料２を使ってご説明させていただきます。

まずは資料の７－１をご覧になっていただきたいと思います。表題が「平成22年度総合計画進行管理部会審議結果」となっております。

１番、審議の経過でございますが、７月14日に第１回目の部会を開催し、部会長の選出を行うとともに、年度ごとの審議対象数の決定及び今年度の審議対象５施策を選定いたしました。部会長には鈴木浩委員が選出されております。年度ごとの審議対象数は審議内容欄に記載のとおり決定しております。

次に２番、審議対象施策ですが、参考資料の２の「政策分野別重点施策の体系」をご覧いただきたいと思います。開いていただきますと施策体系が載っております。太線で囲んだ５施策を選定しております。『人と地域』からは「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」と「力強さに満ちた地域づくりと分権型社会への対応」を、左下のほうになりますが、『活力』から「力強い産業の多彩な展開」を、右上になりますが、『安全と安心』から「生涯を通じた健康づくりの展開」を、右下でございますが、『思いやり』から「環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換」を選定しております。22施策体系のうち、『人と

地域』『活力』『安全と安心』『思いやり』から、今申し上げた施策５つを選定しております。

それでは、資料の７－１にお戻りいただきたいと思います。この選定された５施策について、資料７－１に記載のとおり、８月30日には３施策、９月８日には２施策について、詳細審議を行っております。

次に、審議の結果でございますが、審議対象５施策について、施策を進める上での課題や今後の取組みの方向性を中心に審議を行い、意見を別紙のとおり取りまとめております。

次のページでございます。別紙「政策分野別重点施策に係る審議対象施策（５施策）に関する施策取組状況評価及び総合計画進行管理部会からの意見」をご覧いただきたいと思います。意見書の構成は２つに分かれております。１つは、このページの１、個々の施策の取組状況評価についてという項目と、１枚めくっていただきまして、３ページの下のほうになりますが、２といたしまして「その他」、今後の評価制度の改善について、この２つに分かれております。

それでは、個々の施策の取組状況評価について、重点施策ごとに県の評価（案）概要と進行管理部会の意見についてご説明いたします。１枚戻っていただきまして、Ａ３のものの１ページをご覧いただきたいと思います。

１番目は「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」でございます。この重点施策は、「子どもを生み育てやすい環境づくり」など３つの細項目で構成されており、施策を推進する上での課題につきましては、記載の未婚率や平均初婚年齢が依然として上昇していること、子どもたちの体力の長期的な低下傾向、小中学校における学力の向上などが挙げられ、今後の取組みの方向性につきましては、今年度から新たに取組んでいる「若者交流促進事業」の実施状況を踏まえ、引き続き若者交流の促進を図ること、子どもたちの体力向上のためには、体育の授業の充実はもとより、健康教育や食育等とも連動させるなど、学校教育全体で総合的に推進すること、小中学校においては、学習習慣の確立や児童生徒の学力の実態を踏まえた取組みを進めること、などとしております。

これに対しまして、部会からは、少子化の原因の一つとして若者の経済力の低下が考えられることから、若者の就業支援など若者に対する支援を強化していく必要があること、人間関係の希薄化により地域のかかわりが少なくなっている中、地域で子どもを育てていくような取組みをもっと進める必要があるといった、記載の６つの意見が出されております。

次は「力強さに満ちた地域づくりと分権型社会の対応」でございます。これは、「都市と農山漁村との連携による魅力あるまちづくり」など３つの細項目で構成されており、課題については中心市街地の空洞化や商

店街活性化の対応が必要であること、小規模な町村においても取組みやすい環境をつくるための助言が必要であるなどが挙げられており、取組みの方向性については中心市街地活性化に向けて計画的に街路整備を進めるとともに、商店街の活性化、商業施設の誘致・立地の促進や、地域のにぎわいづくりを支援すること、市町村と県それぞれの役割に応じて十分な連携を図った上で、適時適切な支援を行っていくことなどとしております。

これに対し部会からは、分権型社会を目指す上で、県と市町村が対等の立場で互いがやるべき仕事について話し合う場が必要であるという意見が出されております。

３番目は、次のページになりますが、「力強い産業の多彩な展開」でございます。これは、４つの細項目で構成されており、課題については、環境・新エネルギー産業等の新たな成長分野に対する取組みが必要であること、県内企業の技術力の低下が懸念されることなどが挙げられ、取組みの方向性については、成長が見込まれる次世代輸送用機械関連産業、環境・新エネルギー関連産業などについて、ネットワークの形成や技術指導による参入支援などにより、産業のさらなる集積・育成を図ること、ハイテクプラザの戦略的ものづくり技術移転推進事業などを活用し、県内企業の技術力向上を図るとともに、研究開発型企業の育成を強化することなどとしております。

これに対し部会からは、産業の集積についてはなぜ企業が進出したのか、集積している理由を十分に分析するとともに、本県の産業クラスターについてイメージしやすくして、県内外にアピールすることが必要であること、知的財産については、研究開発により特許を取得することも大切であるが、既存の特許を利用するほうが効率的な場合もあることから、未利用知的財産の有効活用にも力を入れる必要があるという２つの意見が出されております。

次は、「生涯を通じた健康づくりの展開」です。これは、３つの細項目で構成されており、課題についてはセルフケア意識や各種健診情報等の情報について、県民への浸透が不十分であること、高齢者の意識が低いため、介護予防事業への高齢者の参加が不十分であることなどが挙げられ、取組みの方向性については、学校保健・地域保健・職域保健と連携し、健康情報の提供など効果的な生活習慣病対策をより一層推進すること、市町村に対して先進的な事例等の情報提供等をするとともに、市町村等との連携を強化し、介護予防の必要性などに関する普及啓発をより一層効果的に行うなどとしております。

これに対し部会からは、特定健診等の受診率を上げることも大切であるが、その結果をもとに生活習慣病を減らすことがより重要であり、そのための対策を強化する必要があること、介護予防事業への高齢者の参加が十分でないことについて、その原因の分析が足りないと思われるの

で精査する必要があるなど、記載の３つの意見が出されております。

５番目は「環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換」です。これは、４つの細項目で構成されており、課題については、間伐等の効率的な森林整備の実施と、未利用間伐材を含む生産された木材の有効活用が不十分であること、県民の環境問題への関心が高まっている一方、一般廃棄物のリサイクルが進まず排出量が減少していないことなどが挙げられ、取組みの方向性については、森林施業の集約化を図るとともに、建築用材から木質バイオマス活用に至る県産材のフル活用を推進すること、「もったいない」の心が生きる社会づくり事業などを継続して行い、ごみ減量化の取組みを一層推進するなどとしております。

これに対し部会からは、一般廃棄物のリサイクルを進めていくためにも、各市町村が抱える課題や市町村間にばらつきが生じる原因を分析するとともに、市町村と県の役割分担を踏まえて県は市町村をどのように支援するかを検討する必要があること、福島県の森林環境をよくするためには間伐材の積極的な利用を促進する必要があるという２つの意見が出されております。

最後に、２の「その他」の今後の評価制度の改善等についてでありますが、評価調書の記載の方法や課題の分析など評価方法などについて、評価調書については様式間のつながりをわかりやすくするなど様式や記載方法を見直す必要があること、課題の分析にあたっては施策や事業の展開の結果がどうあるべきかをイメージした上で分析する必要があるなど、記載の５つの意見が出されております。

私からの説明は以上でございます。

議　　長

ありがとうございました。

審議会の方々はご承知のとおり今年度から新しい総合計画がスタートし、進行管理についても、新たにこの総合計画審議会が進行管理を行う、そのためには部会を設けて、しかも総合計画審議会のメンバーだけではなくて、特別委員も含めてその進行管理部会を構成するということで、ある意味では本当に新たにスタートした枠組みであります。十分にこれが機能していくためには、皆さんからもこの経過を踏まえて、さらにこの進行管理が充実したものになっていく工夫が必要かと思います。

そんなことでありますので、今のこの審議結果を踏まえて皆さんのご意見を承りたいと思います。最終的には、この進行管理の結果を審議会として確認した上で、今年度の進行管理結果を県に意見具申をするというところまで持っていくことが日程的に示されております。その点を皆さんに一応お話しした上で、今の説明について何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

庄條委員
（代理　長島氏）

２点ほどお尋ねしたいのですが、私も今日、事前に送ってはいただきましたけれども、大変膨大な資料で評価しているわけなのですけれども、これは部会でも議論があったのか、評価方法について工夫する必要があ

るという意見もあるのですが、評価の方法なのですけれども、こういう仕方もあるのでしょうけれども、なかなかこれだとよくわからないという部分がありまして、極めて危険性もあるのでありますけれども、例えば県の行財政改革の評価はＡＢＣ評価をするというような方法をとっているのでありますが、これはこれで、ＡＢＣ評価をするとＢが多くなってしまったり、いろいろと問題点もあるわけです。あとは定性的なものと定量的なものをどう評価していくのかということがあるわけなのですが、とはいえ、そういう評価だとある程度我々の手がかりといいますか、ここら辺は進んでいるのかなとか、鳥瞰的に見られるという役割もあるのだと思います。

ですから、我々がこうやって初めて数日前に見てどうでしょうかといっても、なかなか意見が言えないような状況であると私自身は思っているのでありますが、評価の方法の工夫ということでご意見があったということですが、どんな議論があったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。あとは、私のこのような意見についてどのように受け止めていただけるのかどうか、これが一つです。

あとは、ちょっと気づいたのですけれども、高齢者の介護予防のところがありますけれども、ずっと見ますと、ここもそうなのでありますが、介護事業は市町村の事業だと決めつけてしまっているのでありますけれども、そうではないのだと思います。介護予防は当然介護事業者もやっているし、病院あるいは我々ＪＡグループも実は介護に至らないように「健康寿命100歳プロジェクト」というものを始めたのです。健康寿命で100歳で、要するに平均余命と元気でおられる差が10歳近くあるということで、100歳までというのは容易ではないけれども、シンボル的にこれは全国運動の展開が始まったわけでありますが、これはまさに介護予防ということで各団体さまざまなことをやっていると思います。

ですから、全体的に言えるのでありますが、県が全部背負う必要はないと思っているのです。まさに県・団体・県民一人ひとり等々がこの課題をいろいろな立場でやっていく、まさにその動機づけが必要であって、共通すると思うのですけれども、そうした団体の取組みも丁寧につくり上げて、県でできるところは支援していくというようなことが必要なのかなと思ったのですけれども、どうもその辺の団体等の取組みを支援していくような姿が見えないものですから、いかがなものでしょうか。

以上２点をお願いします。

議　　長　　それでは、この部会にかかわった部会のメンバーにお聞きするのはそうなのですけれども、当時の状況を詳しく記憶しているわけではないので、もし、今の点について事務局でどういう議論がされたのかご紹介できる資料があったらお願いしたいのですが、その上で部会委員の方々に補足説明があったらお願いしたいと思います。

総合計画課長　　ただいまのご質問の１点目でございます。

今回、施策の取組状況評価といったものを初めて取り入れたところでございます。その際に、どういう形で施策の取組状況の評価をしていくかということについては、非常に事務局としても悩んで評価調書の作成に当たったところでございます。重点施策22のそれぞれ一個一個の重点施策の下には、先ほどの説明の中にもありましたように、２つから４つの細項目という具体的な取組みを含む施策が構成要素としてございますので、今回の施策の取組状況評価の手順、進め方といたしましては、まず、細項目の施策の取組状況を評価した上で22の重点施策に細項目の結果を持ち上げるというやり方をしたところでございます。

そういった中で、部会では細項目の内容を審議し、その上で細項目の中で特に重要な部分、今後取組みを強めていこうというような部分について、しっかりと様式４、すなわち重点施策に上がっているかどうか、そういったことについてもご意見をいただいたところでございます。

そういった中で、どうしても様式といたしまして、細項目の部分の評価が重点施策の評価に、すなわち様式３が様式４のほうにしっかりとストーリー性を持って上がっているというようなところがちょっとわかりにくいという意見がございました。そのようなことについてもう少し様式上の工夫の余地があるというようなご意見を頂戴したところでございます。そういったご意見は２の「その他」に記載されているところでございます。

なお、定量的にＡＢＣというような評価についてやったほうがいいというようなことについてのご意見は、特に部会のほうではございませんでした。

以上でございます。

議　　長　もう一つの点はどうですか。高齢者の点です。担当部局のほうにお願いしてよろしいですか。

保健福祉部政策監　保健福祉部でございます。

今、お話がありました高齢者の介護予防について、すべて県が背負うのではなく、団体の方々、もちろん市町村もですけれども、一体となって進めたほうが効率がいいのではないかというお話をいただきました。

私も全く同感でございますが、一応、介護予防等につきましては介護保険法という根拠がございます。その中で、例えば保険者としての市町村の役割、それを支援する国と県の役割というものが明示されております。

その中にも、当然県については必要な介護予防に関する助言指導援助ということで、具体的には、主体になる部分もありますけれども、援助指導というものが大変大きく取り上げられているところでありまして、それを具体的に実践する場としまして、例えば市町村にお願いしながら地域支援事業の関係では市町村の介護予防支援委員会というものをつくっていただいております。この中には、おっしゃったような関係団体の

方、介護保険事業者の方も入っていただいて、もちろん住民の方や学識経験者の方など多種多様な方に入っていただいて、この事業を効果的に実施しようという組織ができております。その組織の中で、年間でどういう事業をやっていくかということを県で地域単位で計画いただくようなところに助言をさせていただくという形で進めさせていただいておりまして、個別事業については省略いたしますが、組み立て的には県だけが背負うのではないように運営しているところでございます。

議　　長　　ありがとうございます。

それでは、今のご説明に加えて審議会のメンバーの方々にも後で検討していただきますが、この部会メンバーでもうちょっとこういう議論が取り交わされたではないかという補足があるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

うろ覚えなのですけれども、我々の議論の中で、やはりこの進行管理をする上で定量化をする、数値目標化というのは今のはやりですから、見える化という意味でもすごく重要なのだけれども、それに目を奪われるあまり、定性的なとらえ方もすごく重要な場合が出てくるので、その全体の枠組みを定性的に構造的に理解するという観点がないと、数値目標に終わるだけではまずいのではないかという議論もあったように僕は記憶しているのですけれども、そういう目標に向けたシナリオを明確にアピールできるようにしないと、個別事業を積み重ねてもトータルに見えてこないのではないかというのは、ここに書いてある趣旨だったように覚えているというか、そういう議論をしたように思います。

何か補足するようなことはありますか。

総合計画課長　　今、会長が申し上げられたことにつきましては、資料の７－１「進行管理部会審議経過」の最後のページ「その他」でございます。右下のところに「その他」というようなことで、全部で５つあったご意見、先ほどの私の説明では２つほど申し上げたわけですが、３つ目のまた書き以降でございます。数値的な実績だけではなく、その背景についても分析するような必要があるというようなご意見が、今、会長が申し述べたところでございます。

加えて、一番下の部分でございますが、個別事業の成果が計画の実現にどのように結びついていくかわかるように評価方法等を工夫する必要があるというようなことで、今回、施策取組状況を中心に評価するということになったということはこれまでもご説明しておりますが、木を見て森を見ずというようなことがないように、新しい総合計画の着実な推進を図るためにステップアップして施策取組状況を中心にやっていこうというようなことにしたわけですが、施策は事業によって支えられているということが当然あるわけなので、その支えている事業、そういったものの成果が計画の実現、すなわち施策の取組状況にどのように結びついていくか、ちょっと今のままだとわかりにくいというようなお話をい

ただいております。そういった意見を今後の評価制度の改善等に加えているところでございます。

議　　長　　ありがとうございます。

今のやりとりに関連したものでも結構です。そのほかの点でも結構です。何かご意見がありましたら。

園部委員　　それでは、学校支援のことについて。元気な学校を支援するだけではなく、学校が地域に貢献するような取り組みも必要であるということで、私たちの地区では５年前から学校支援をしております。クラブ活動のときに学校に行きまして、自分たちが持っている知識を子どもたちと一緒にやってみるというようなこと、私も今月は２回ほど小学校・中学校に行って支援授業をしてきましたが、さらに進んで、学校が地域に貢献する、これはいいなと思ったのですけれども、県としてはどのようなことを考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議　　長　　今の質問について担当部局で、学校が地域に貢献できる、あるいはそういうような取組みがこんなことであり得るのではないかということをもしもお考えだったらお願いします。

教育庁政策監　　教育庁でございます。

今ほどのご質問でございますが、なかなか学校が地域に対して貢献するという具体的なものが乏しくて大変お答えしづらいところがあるのですが、まず、当然のことながら学校の校庭を貸したりとか、あるいは図書室を開放したりといった施設的な面がございます。そのほかに、主に今やっているのは実業系の高校なのですが、例えば農業系の高校でありますと作物栽培の講習会をやったり、そういう形で実業系の方が地域の方へノウハウを教えるというようなことを学校単位でできる範囲でやっていくという事例が県内で10ぐらいの高校でやっています。そういう取組みができるものから今後とも拡充していきたいと考えております。

以上です。

議　　長　　よろしいですか。

では、ほかの点で結構です。いかがでしょうか。

國井委員　　私は部会委員ではないのでよくわからないのですけれども、１番の「子どもを生み育てる環境づくり」というところなのですが、文言は働く方、使用者側、両方の意識改革・啓発を行って、男性の育児も促進を図っていくと、文言は非常にいいものでありまして、これが推進されれば一番いいことであります。

私はスウェーデンに行ったときに、これは一人ひとり考え方が違いますから、私が言っていることがいいとか悪いということではなく参考なのですけれども、働いている人たちが子どもを生んで職場に戻ってくると非常にみんなが歓迎してみんなで支えてくれるということで、非常に生みやすい環境だということを私はスウェーデンに行って聞いてきたのですけれども、やはり、自分の家族で老人がいる、介護しなければなら

ない、地元に帰って働きたいということでいうと、聞いた話ですから本当の話ではないと思いますけれども、ある程度仕事が大事なのか家庭が大事なのかというような感じがどうしても出てくるのだということです。子どもは生んだ、２人目、３人目を生むと、上の子どもがいたりすると、面倒を見たいのだけれども、それはやはり仕事が大事だということになると、非常に子どもを生みづらい風潮になってしまう。家庭を大事にするのか、仕事を大事にするのかということが出てくると思いますが、両方を、仕事も大事でやるのだけれども、子どもを生んで、その子どもを老人を面倒を見られるような環境の中で仕事をする人が報われるような社会になっていかないと、スウェーデンみたいになっていかないと、やはり私はいくら子どもを産めといったって、福島県の人口も１年に１万2,000人も減っている、日本の合計特殊出生率も1.37人になる。スウェーデンのように子どもを生んだ人に感謝する気持ちがないと私は子どもは生めないと思います。

例えば、県のお役人さんが子どもを３人生んだ、私はそのために１年間子育てで休みますよといったとしたら、恐らくその人はレールから外れるのではないかと思います。それが、レールに戻ってもっといい部署に残れるような、そういう環境になってくると、もっと子どもを生むのではないかと思います。

やっぱり、生みやすい環境をつくる。ここで言ったら、労使双方が意識改革をして、啓発活動を行って、男性に育児の促進を図る。どういうふうにして促進を図るのかということをやっていかないとだめだろうと思うのですけれども、そういうことを書いてあるのがあると思うのですけれども、そういう子どもを生みやすい、また、老人だって、老人が弱くてどうにもならなかったら、地元にいれば、働いていれば、老人を朝晩見るだけでも、介護施設に入れなくても済むのではないか、そういうことを県が率先して進めていったら少しいいのではないかと、これは私の考えです。いつも、男は仕事なのだと、介護とか子どもの面倒を見るのではないのだと、しかし、文言にはここに入れてあるようでありますので、そういうことも私の意見として。

議　　長　　どうもありがとうございました。

関連でも結構です。ほかのご意見でも承りたいと思いますが、長澤委員、どうぞ。

長澤委員　　１ページの「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」の中なのですけれども、上段は全部施策で書かれていまして、下の管理部会の意見の中にかかわるのか、上とかかわるのか、私にはとらえにくいところで、現実にこの中に知的障がいの早期発見と支援体制づくりということが少し不足しているということを感じております。

今、多動性、自閉症、それからいろいろな知的障がいの状況が早期発見をされないままに小学校高学年・中学校に行ってしまって、そのまま

気づかず社会に行って、そこで初めて気づくと、そういったような状況があります。

そこで、そういった子どもさん、ここに書いてあります知・徳・体をバランスよくはぐくむと、そういった中での知的障がい児の支援体制というものが、どこかに入ると思うのですけれども、この進行管理部会の意見なりに、支援体制づくりを早急にやっていくということが必要ではないかと思っております。

それからもう一つ、未婚率や平均初婚年齢なりが依然として上昇ということですが、現実的には若い時点で結婚し、子どもさんを生んで離婚するという率が大変高いです。私の知っている保育園ですけれども、この間、園長先生が、母子家庭より父子家庭が多くなってきていると、そういう状況なのです。お母さんが育児放棄をして出ていってしまうといったところで、では、どういうような支援をその家庭に対してしていったらいいのか、非常に悩んでしまう。行政との折り合いとの中でも、非常にその辺はそれぞれの各市町村の福祉関係の問題にもあるのですけれども、その辺が非常に谷間になっていると、そういった状況が非常に横行しております。そういったところも救うというのでしょうか、そこのところを丁寧に、やはり知・徳・体というふうにして子どもをはぐくむというような環境づくりの中では欠かせないということを思っておりますので、その辺をどのように管理部会のほうの意見に入るのかどうか、ちょっと検討していただきたいと思います。

もう一点ですけれども、３ページの「低炭素・循環型社会への転換」ということです。これは４項目ございます。この４項目すべてがＣＯ2削減というようなところにかかわることでございます。それで、下の進行管理部会の意見は２つですけれども、非常にこれは大切なところでございまして、例えば丸の一つ目の、一般廃棄物云々と書いてありますけれども、まず、ごみ減量という、排出量が減少していない状況をどう提唱するかということは、リサイクルではなくてリデュース・リユースなのです。つまり、ごみを出さない、そして再使用する、まず、そこの段階。それが十分に効果を発揮して、リサイクル率というところに行くわけですから、これはこのままで結構です。各市町村さんが非常にいろいろな課題を抱えて、ばらつきもあるということはこのままですので、これは支援するということで大切な項目ですけれども、その辺がもう少し管理部会さんのほうの意見として入ってもいいのではないかということが一つです。

それから、この４つのＣＯ2削減ということに対しましては、やはりこちらに県民総ぐるみと書いてありますけれども、まずは県民、それから事業主体、それからやはり県、そういった三者の取組みというものを十分に連携しながら、そして具体的に一つひとつやっていかないと、ＣＯ2削減の効果・結果というものはなかなか出ないと思っておりますの

で、その辺も意見として入れ込むことができないものか、その辺ご意見を聞かせていただきたいと思います。

議　　長　　３点ほどありましたけれども、私はちょっと部会の責任者をやっていた手前、最初の点についてだけお答えしておきます。それ以外の点は、また事務局だとか部会の方に。

この参考資料の２を、皆さんもご覧いただきたいのですが、長澤さんがご指摘になった、いろいろな障がいを持っている人たちに対する配慮というものは、どちらかといえば最後の右下の「人にも自然にも思いやりにあふれたふくしま」というところを見ていただくと、支え合いの心が息づく社会の形成、思いやりや支え合いの心に満ちた社会の実現の体系に含まれ、例えば「人と地域が輝くふくしま」の子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現に持っていけばいいのではないかということがあるのかもしれないけれども、こういう政策のある種の分野別の構成になっているので、その中でここを限定的に議論しているということなのです。その点をちょっとご配慮いただけるとありがたいです。

長澤委員　　わかりました。すみません。私の資料の読み取りが足りなかったということで、わかりました。

議　　長　　それは、全体のこれを見ながら、今年度は22あるうちの５つだけだということでご理解いただければいいかなと思います。

さて、低炭素型の話等について、事務局なり部会委員の方々から話をお伺いしたいと思うのですが、これも担当部局でしょうか。どちらかの担当部局からご説明いただけますか。

生活環境部政策監　　生活環境部でございます。

先ほどの長澤委員のお話は、部会の意見の中に入れたらどうかというようなお話だったと思うのですけれども、その前段に、県民・事業主体・県、そういうものが共同して強く進めていくべきだというようなお話がございましたけれども、これは全く私どもと同じ考えでございまして、３ページの今後の取り組みの方向性の①のところの右側でございますけれども、産学民官の多様な主体が一体となり地球温暖化防止の取り組みを県民運動として展開するとともに、県としても取り組みの強化を図っていくという基本的な考えです。

農林企画課長　　農林水産部でございます。

我が部といたしましても、いわゆる森林の保全活動を、県民の方々、住民の方々、学校の授業、そういった方々に取り組んでいただきながら森林保全をしていこうという取り組みを、本年度、「カーボン・オフセット森森（もりもり）元気事業」というものをスタートさせながら、それぞれが一体となって取り組んでいる事業も展開しているところです。参考までにご報告いたします。

議　　長　　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

長澤委員　今の説明でわかったようなわからないようなことがあるのですけれども、それはそれとして取組みとしてあるのですけれども、やはりもう少しＣＯ2削減というものに対しては、もう少し強いメッセージといいましょうか、ここに県民運動として展開するとなってありますが、それだけではなくて、もっと強いメッセージを発していかないと、私はなかなかＣＯ2削減は目的値に達することは難しいのではないかと。そういった視点がございまして意見として出させていただいたものですので、部会の意見の中にもう少し強く踏み込んだ、ＣＯ2削減のために県、それから市町村、それから県民、そういったものが一体となって取り組む体制づくりが必要ではないかというふうに思って、もう一度さらにお願いといいましょうか、意見を述べさせていただきました。

議　　長　ありがとうございます。

ここに提示しているのは、あくまでも県の対応方向と部会の意見を並べて、きょう審議会にお掛けしておりますので、最終的には審議会の意見として取りまとめをして県に意見具申をします。だから、今のような議論を踏まえながら、これだけではなくて、もちろん審議会としての意見取りまとめを今諮っているところですので、ぜひ、積極的にそういうご発言をいただきたいと思います。

さて、ほかに何かございましょうか。では、木田さんのほうからどうぞ。

木田委員　全体的な質問として一つお伺いしたいのですけれども、多分、総合計画を立てていくときというのはトップダウンの方式で、上の理念的なものから決めていって、細かい施策に落とし込んでいったのだと思います。実際に評価のときというのは、細項目のほうから一つひとつ積み重ねていって全体的な評価につながるという形になるのではないかと思うのですけれども、参考資料２のところで見ると、多分、計画を立てたときには最初の「人と地域が輝くふくしま」というところからスタートして、個々の事業まで落とし込んでいったのだと思います。今回の評価のときというのは逆で、細項目のほうから積み重ねていって、「人と地域が輝くふくしま」というものが実際どうだったのかという評価につなげていくようになるのではないかと思うのですけれども、今日配っていただいた資料の７－２というのは、私も部会の動きがわからないで、この資料をぱっと見たときに、頭のところからの評価で始まっているので、実は最初、順番に読んでいくとわからなかったのですが、これをひっくり返して後ろのページ、細項目のほうから読んでいくと、すごく道筋が通っているような形でわかりやすかったのです。

それで、さっき数値化できないのですかという話がありましたけれども、私なども、例えば数値で欲しいというときに、ＡＢＣという形ではなくて、一番最後のところの様式２のところの施策対応事業一覧表、16ページを開いていただくとわかりやすいかなと思うのですが、こちらの

ほうの⑬番と⑭番のところに前年度の実績・成果と、⑭のほうというのが22年度の目標等というような形になっているはずなのです。恐らくこのあたりが、例えば目標に対してどれくらい進捗しているのかとか、そういうことがわかるとすごくわかりやすい評価になるのではないかというのを今回の資料をいただいて感じました。実際にやる方は大変だと思うのですけれども、ぜひ、わかりやすさという点で、そういったところを考慮していただけたらなと感じました。

以上です。

議　　長　　さて、今のところは部会で一番苦労したところなので、どうぞ、事務局のほうでご説明ください。

総合計画課長　　木田委員のご意見、本当にそのとおりだと思います。その上で申し上げますと、施策取組状況評価、先ほども申し上げましたが、今回初めて取り組んで、どう評価するかということについては非常に事務局としては悩みながらやってきたというお話を申し上げました。

その際申し上げたのは、細項目がまずあって、その上で重点施策があるというような考え方で、細項目をまず評価した上で、より重要性のあるものを様式４、すなわち重点施策のほうに持ち上げる、そういうやり方で評価しましたというようなことでございます。したがって、上のほうから読んでいくとわかりづらいというのはそのとおりだと思います。後ろのほうから読んでいって、上のほうに持ち上がっているという形式でございますので、その辺は私どもの資料を送る際の説明不足だと思って反省したところでございます。

また、様式２、すなわち個別の事業についてのお話でございます。それについても、部会の中でも大変議論したところでございます。その結果出てきた意見が、先ほどの資料の７－１でございますが、資料７－１の最後のページの「その他」、今後の評価制度の改善等についてという部分でございまして、そのところの一番下に個別事業の成果が計画の実現にどのように結びついていくかがわかるように評価方法等を工夫する必要があるというようなことで、部会の委員からも施策の取組状況評価の考え方は十分わかるが、個別事業といったもので施策が成り立っている以上、個々の事業が施策にどのように役立っているのか、そういったところをもう少しわかりように工夫する必要があるというようなご指摘をいただいたところでございます。

こういった意見が出ているということと評価の仕方について、今言ったように施策の取組みについては、細項目を評価した上で各部局が連携して重点施策22の評価を行ったということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　進行管理部会がこの仕事を最初に申し渡されたときに、昨年度までのこの事業評価というのはどういう形でやってきたかという反省の上に成り立っているわけです。それで、昨年度までの事業評価では、耳にこび

りついているのですけれども、木を見て森を見ない評価に陥りやすい評価だったと、個別の事業評価を積み上げていったら、では、大きな幹にたどり着くかというと、大きな木が見えないままの個別評価になってしまうということがあったので、木田さんの意見からいうと、我々は全体を見て、個別を見て、これをどうフィードバックさせるかというところが一番のポイントだと思います。積み上げるだけではなくて上からも見る、そのお互いのやりとりをする中で評価というものをやらないといけないので、そんなに簡単ではないのですけれども、それでこんな表現が出てきているのです。その点も我々部会の中でかなり議論して、委員の中から、一番後ろを見たら一番わかりやすいのではないかという意見があって、こちらをやっぱり見ないと、森を見ないといけないのではないかという議論のやりとりを随分やった記憶があります。だから、正直いうとこれからももっと工夫しなければいけないところがあるかと思いますけれども、そんなこれまでのやり方でした。

柳沼委員　私が言おうとしたことを木田委員が言ってしまったのですが、実は、これを見てもよくわからない、正直いってなかなか伝わらないし理解できない。何でかなというと、やっぱり、今後の評価制度の改善等についてという「その他」の部分です。これをしっかり理解してもらって、わかりやすく様式や何かをしてもらわないと、今日いらっしゃって誰も意見が言えないのではないかと、急に見てもこれはわからない。読んでいるうちに私もだんだん理解してきたのですけれども、やはり木田委員のおっしゃるとおりだと思います。こういう資料を渡されても、はっきり言ってこの場で意見などなかなか言えない。すると個別になってきて、なかなか先に進まないというケースも出てくると思います。

やはり、部会の方も大変苦労されたと思うのですが、これを読みこなして評価して、こうしていくべきだという、これはすべて「その他」に集約されているわけですから、これをきちんと守ってもらって、次に資料をこういうふうに出していただく。そうすると、１週間ぐらいでも多少理解して、ここでどうなっているのだという論議もできるかと思います。

それと、いろいろ前年目標等、成果等も入っているのですけれども、だから今の課題は何なのだという部分があまりないのです。何％になったとか、そういうことだけです。なぜなのかというのは記載できないのかもしれないけれども、やはりその辺もないとなかなか論議ができない。こうしなさい、ああしなさいという論議も進まないと思うのです。

それと、新年度事業で目玉になっているようなものがいくつかあると思うのですが、新年度はまだまだこれから成果が現れてくるという部分があります。その辺も丁寧に説明するなりわかりやすくしていただくという方法をぜひやっていただきたいという要望でした。

議　　長　ありがとうございます。

吉岡委員　吉岡と申します。この部会に携わった者として、もう少し補足説明をさせていただければと思います。

今、柳沼委員からいただいたお話は、やはり資料７－１の３ページの「その他」のところで、実績と成果を分けて考える必要があるということで、②のところで書いてありますけれども、私どもも同じ印象を持ちまして、実績はわかったとしても、それが実際に成果としてどうなのだというところが今の様式だとわかりづらいという意見があって、この記載が入っているということになります。

それから、先ほど木田委員からお話がありまして、様式２のほうです。事業評価が出ているではないか、記載されているではないかという説明がありまして、まさにそのとおりでございまして、実際に、例えば資料７－２のほうの３ページ目を見ていただきますと、折れ線グラフが出ておりまして、主要な項目については実績と今後５年間の目標が出ています。この実績と目標の乖離が出ている指標がありますが、３ページの図でいうと上から２番目とか３番目とか、実績と目標の乖離、平成22年のところで少しグラフが食い違っているというところでわかりやすくなっているかと思いますが、これは今年度は実績がわかっているものとわかっていない指標の両方あるということで、この３ページでも、下の３つの図のほうでは必ずしも21年、22年というところがうまくつながらないというようなところがあります。

それで、これはこれでこういう表現はわかりやすいのですが、今回、我々が目的としたのは、事業評価ではなくて、先ほど会長が言われたように施策取組状況評価ということなのです。ですから、個々の評価はこれでわかるとしても、我々が今やっているのは施策取組状況評価ということで、強いていえば資料７－２の１ページ、様式４になるのですが、「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」、それに対してこの事業なりの組み立てが今年度成果があったかどうかということを評価しなければいけないということが一番の目的であり、また我々にとって難しいところであったということなのです。

それで、本当に残念ながら、先ほどご説明いただいているように、今後この表現を検討していく必要がある、評価方法を工夫する必要があるという記載になっているのですが、例えば単純に、先ほど長島氏が言われたように、施策としてこれがＡであるとかＢであるとかというふうに言えるかもしれないし、その辺の表現の仕方は今年度は計画の初年度ということもありまして、必ずしも実績が全部出てきていないのですが、来年以降は何かそんな工夫ができたものでお示しいただければと考えているところです。

以上です。

議　　長　どうもありがとうございました。

そういうわけでありまして、なかなか確たるものというよりは走りな

がら考えざるを得ないところがあります。ただ、皆さんが率直に言っていただいているところは、部会のメンバーも同じような気持ちで悩んだりしていることは事実なので、これを率直に県の担当部局のほうにも訴えながら次の展開を図っていきたいというのが我々の正直なところであります。

時間がだいぶ経過しました。この進行管理について皆さんから貴重なご意見をお伺いしております。それで、繰り返しますが、資料７－１というものをもう一度見ていただくと、この中では県の評価（案）となっていますが、部会の意見がそれぞれの箇所のところに出されておりますけれども、今の意見を踏まえながらこれを審議会の意見として県に意見具申をすることになりますので、今までの意見を総合計画進行管理部会の意見のところをそんなふうに補強しながら県のほうに意見具申をしていく、こういう段取りを前提にして、この部会からの意見について取りまとめさせていただきたいと思います。なお、これについても、今日いただいた意見の取り扱いについては、私が事務局と相談しながら作成してまいりたいと思いますが、そんな進め方にさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議　　長　どうもありがとうございました。

それでは、この施策の取組状況評価につきましては、後日改めて審議会を代表して私のほうから県に対して意見具申をさせていただきます。その前段としては、今いただいた意見をもう少し修正をしたものとして作成していくことにいたします。どうもありがとうございました。

それでは次の議題があります。５番目に、これは報告事項です。「政策分野別重点施策（17施策）及び地域別重点施策の施策取組状況評価について」であります。これについて事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

総合計画課長　それでは、私のほうから政策分野別重点施策（17施策）と地域別重点施策の施策取組状況評価について、概要をごくごく簡単ではございますが説明させていただきます。

まず、政策分野別重点施策（17施策）の取組状況評価についてでございますが、関係資料８－１、８－２、８－３がありますが、本日は冊子ではない資料８－１で説明させていただきます。

まず、１ページをご覧ください。１番目は「人々がはつらつとして活動する社会の実現」でございます。この細項目①、さまざまな知恵の活用や新たな就業・起業へのチャレンジに対する支援では、施策を推進する上での課題として、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスに取組む人の育成が不十分であることなどが挙げられ、今後の取り組みの方向性はソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの広報イベントを開催し、社会的認知度の向上を図るとともに、社会起業家育成塾を開催し、

経営ノウハウを習得させ、成功事例をつくっていくなどとしております。

続きまして「活力」でございます。３ページでございます。１枚めくった右側でございますが、農林水産業の持つ底力の発揮でございます。それの②、生産力と経営力の強化による食料自給率と所得の向上では、農林漁業者の高齢化が進み、労働力の脆弱化が懸念され、そのため、新規学卒者やＵターンなど多様な就業希望者に対して技術指導や就業条件の改善等の柔軟な対応を行い、新規就業者の育成・確保を図るとしております。

続きまして、５ページでございます。また１枚めくって右のほうでございます。安全で安心できる地域医療体制の充実です。②命と健康を守る医療人の育成・医療の質の向上では、県内全体の医師確保、特に産婦人科等の特定診療科における医師不足に対応するため、修学資金等の貸与制度の充実や医師が就業しながらスキルアップできる仕組みづくりなど、医師確保に向けた取組みを強化していくなどとしております。

続きまして「思いやり」です。一番最後になりますが７ページでございます。７ページの一番最後、美しい自然環境の継承でございます。①自然環境の保護と適正な利用では、県民一体となった生物多様性の保全と持続可能な利用の取組みが不十分などの課題が挙げられ、今後の取組みの方向性は、基本理念や行動計画などを盛り込んだ地域戦略を策定し、産学民官の多様な主体による推進を図るなどとしております。

続きまして地域別重点施策の施策取組状況評価でございます。これの関係資料は９－１、９－２、９－３があります。資料９－１がホチキス留めのもので、資料９－２、９－３はそれぞれファイル化されたものでございますが、本日は９－１を使ってご説明いたします。

１ページをご覧ください。１ページと裏面の２ページが県北地域です。県北地域の地域別重点施策は、１ページの左上に書いてございますが、個性が輝く地域活力の創出、持続可能な農林業の確立、地域の特色を生かした多彩な産業の振興、それと、裏面２ページ目の安全で安心な生活を支える基盤の整備という４つの施策の展開方向の下に13の重点施策がございます。

まず１ページ目の①番の重点施策をご覧になっていただきたいと思います。この重点施策は、着地型の観光などを推進するものでございまして、施策を推進する上での主な課題として、着地型観光の素材となり得る地域資源の発掘・磨き上げ及び情報発信のさらなる充実が挙げられており、主な今後の取り組みの方向性として、地域資源の発掘・磨き上げ等の取り組みを進めるとともに、着地型観光を担う人材の育成を図るとしております。

次に３ページをご覧ください。３ページ、４ページが県中地域でございます。県中地域の重点施策は５つの施策の展開方向の下に合わせて12あるわけですが、そのうち③番の重点施策は、農商工連携による高付加

価値化や農産物直売所を拠点とした地産地消を推進するものですが、地域産業６次化に関するネットワーク化や各種商品の開発と販売促進が課題として挙げられており、農商工連携や６次産業化により商品開発を進めるとともに、道の駅や農産物直売所等の販売チャンネルの利用により販売促進を図るとしております。

５ページをご覧ください。５ページ、６ページが県南地域でございます。重点施策は全部で13ありますが、６ページのほうの上に⑩番がございます。６ページの⑩番は阿武隈川や久慈川などの原流域や南湖において、環境保全団体と連携しながら水環境の改善など流域住民一体となった活動を進めるものでございますが、美しい水環境の保全に対する県民一人ひとりの意識の高揚が課題でございまして、環境保全団体等との連携を図りながら、生活排水対策をはじめとする美しい水環境の保全に向けた啓発を実施し、住民と一体となった取り組みを推進することとしております。

７ページをご覧ください。７ページ、８ページが会津地域でございます。重点施策は合わせて12あります。そのうちの③番でございます。奥会津地域などの過疎化・高齢化が著しく進行する地域に対して、地域経営に必要なさまざまな支援を行うものなどでございますが、奥会津振興センターにおける自立的な地域資源活用型振興方策を推進するため、中長期にわたり支援していくこととしております。

９ページをご覧ください。９ページ、10ページが南会津地域でございます。重点施策は合わせて14ありますが、そのうち10ページの⑪番でございます。10ページの⑪番は、県立南会津病院の機能充実を図り、へき地医療拠点病院として地域医療の安定的な確保に努めることなどでございますが、医師の確保については県全体の施策の中で対応が必要であることから、本庁関係部局など関係機関と連携し、県立南会津病院の医師確保や医療機能の充実に努めるなどとしております。

11ページをご覧ください。11ページ、12ページが相双地域でございます。重点施策は合わせて12ございます。そのうち⑥番目をご覧になっていただきたいと思います。⑥番は産業人材の育成確保を図るものですが、「相双技塾」の効果的な実施に向け、地域のニーズを踏まえた講座の構築が課題であり、そのためアンケート調査や企業訪問などによりニーズ調査を行い、専門家と協議しながら講座を構築していくなどとしております。

13ページでございます。13ページ、14ページがいわき地域でございます。重点施策は合わせて14ございますが、そのうちの⑥番目でございます。⑥番目は資源管理型漁業やつくり育てる漁業を進め、水産資源の持続的利用を図るなどですが、水産資源の管理体制の充実と管理手法の向上が課題として挙げられており、全県的な漁業者協議会の取り組みを支援するとともに、資源管理内容の検証、新たな対象種の検討を進めるな

どとしております。
大変駆け足になりましたが、以上でございます。

議　　長　すべてを詳しくご報告するわけにまいりませんでしたが、今ご説明をいただいた範囲で、何か皆さんからご質問やご意見はございましょうか。

原田委員　原田です。７月と８月にかけて私たちが各振興局におじゃまいたしまして、皆さんからの意見を聞いて、その中で発表者は私たちに対する質問もあったし、振興局長さんなどに対するご質問もありました。
その中で私は南会津に行ってまいりました。その中で、やっぱり大事なのは南会津というのは七つの生活圏の中で３番目の面積がありながら一番人口が少なくて約３万人しかいないと初めて行ってわかりました。
その中で印象的な意見だったのは、東京から、自然を求めて、そこに家を求めて、家族を求めて、お産をするときに、南会津では今はお産ができないのです、会津若松に行くのです、冬になったときはどなたかの下宿みたいな形とかアパートに入って病院に行くのだと、そういう話を聞いて驚きました。この報告の中で特に南会津の医師の確保については県のレベルでもってしっかりやってもらいたいと書いてあったのでよかったのですが、できれば、特に産婦人科の医師が、１日も早く南会津地域に行けるようにしていただきたいということをお願いしたいと思います。
この地域懇談会の報告というのはなかったのですが、これが大体その報告にかえたものと察してよろしいのでしょうか。
以上であります。

議　　長　どうもありがとうございました。
特に今の点、南会津の振興局の方、あえて説明することはございましょうか。

南会津地方振興局次長　南会津地方振興局の次長でございます。地域懇談会の際に委員の先生方に大変お世話になりました。
ただいま委員からご意見をいただきましたけれども、当日、医療、特に産婦人科の関係につきましてもいろいろご意見がございまして、私どもその意見につきましては、ただいまの取組みの方向性としたものの中に反映できるようにということで調整させていただいている状況でございます。特に現在の状況は産婦人科の常勤の医師がいないということで、非常勤医師による健診の体制をとっているという状況でございまして、今後の取組みの方向性の中に意見を反映できるようにということにさせていただいております。
資料でいいますと、地域別重点施策調書、様式の２の165ページになります南会津のところでございます。資料の９－２でございますけれども、そちらの165ページのところに、今後の取組みの方向性ということで、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、本庁関係部局など関係機関と連携し、県立南会津病院の医師確保や医療機関の充実に努め

るということの中に含まれているというふうにご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　そのようなわけで、地域懇談会等がそれぞれの振興局単位で行われましたので、ここにはそれなりの意見が反映されているということでご理解いただければいいかと思います。

ほかに何かございましょうか。

浅和委員　　資料の８－１の６ページ、安全と安心です。重点施策の細項目の③、原子力関係です。

この安全確保は、県としての安全確保の対策が必要、これは当然でありますけれども、県だけではだめなのです。やはり国に対して、国もしっかりとこういうことは安全確保を講じてもらう必要があるので、例えば、経済産業省に保安院と推進のほうと一緒に同居しているわけですから、やはりそういうことを国に向かってのことも何らかの表現の仕方があると思いますけれども、県民の意志としてうたっておく必要があると思います。

議　　長　　ありがとうございます。

この点、いかがですか。担当部局の方がおられましたら、今のようなご意見に対してコメントをいただきます。お願いします。

生活環境部政策監　　今、委員がおっしゃいましたことは検討させていただきます。

議　　長　　そういうことは当然重要なことだと思いますので、ご検討いただければと思います。

浅和委員　　検討してくださるということでございますが、これはきちんとやはり県民の意志として、こういうところにうたっておく必要があると思うのです。その辺はよく表現をしていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

議　　長　　改めてよろしくお願いします。

ほかにございますか。

中山委員　　言っていいものなのかどうなのか、躊躇しながらの発言ですけれども、この取組みの方向性というものの中に、かなり長期的なものとそうでないものがあるのですが、あらゆることがやはり国の施策もだいぶ変わってきて、この方向性の中にそういった動きはどう取り入れるのがいいのかということがとても気になったのです。

例えば、私の領域ですと医療の場で、確かに医師確保の問題で、医学部の定員をものすごい勢いで増やしていこうと思っているのですが、それと同時に、医師だけでは医療は担っていけないわけですから、今、私も国のチーム医療の推進委員会のメンバーであるのですが、あらゆる職業が集まって職種の拡大をどう図っていくのか。４月にもその職種拡大が出ているのですが、そういう形で職種の裁量権の拡大というような形で補っていくという形のことも考えられている中で、きょうは資料を見せていただいて、全部医師不足の問題しか書いてなかったので、その対

応策だけでは福島がやれるわけがないわけで、そういった国の中での動きと、今後どういうふうにしていったらいいのか、そういうふうに考えると、今後の取組みの方向性というのは、年々いろいろなことが新しくなっていくのに、どういうふうに取り入れていったらいいのだろうかということを考えました。その辺は、見るととても長期的な、30年ぐらいのものも入っていれば、そういったことも含めますと、ここは期間みたいなものはどういうふうに設定して考えたらいいのかなと気になりましたので発言させていただきました。

議　　長　30年後を目安にしながら、計画は５年という対応ですので、確かに長期的なスタンスとともに具体的な施策は５年で展開していくという、そこに今の国の動きをどうキャッチしていくのかというのは大変重要だなと思いますので、その点は、そんな議論をこれから踏まえていくということでよろしいでしょうか。

寺部委員　２点ほどあるのですが、資料の８－１のほうですけれども、17施策に対する評価ということですが、私たち部会でやった施策取組状況評価とはちょっと違うのではないかなというか、私たちがやったようなことも本来やって、この重点施策の、子どもが云々というところの全体の評価というものを本来やったほうがいいのではないかという気がしたのです。施策取組状況評価をやりますというふうに打ち出したわけですので、それを審議会の部会でやるのと、自分たちもやってみるというのも必要ではないのかなと。見ますと、これは施策取組状況評価というよりも細項目の取組状況評価になっているという感じですので、もうちょっと制度論として、部会でやった、審議会でやったようなことも、自己評価でやったらいかがでしょうかと、そういうことが一つです。

もう一点は、今、中山委員から出たことと関連すると思うのですが、県の評価案ベース、課題と取組みの方向性というものが書かれています。私は全部チェックしたわけではありませんからイメージで申し上げますけれども、ここに書かれている課題と取組みの方向性というのは総合計画に書いてあることとほとんど同じではないかなという気がします。多分これは毎年評価すると同じ表現が続くのではないかという気がします。ですから、今出た具体的な国の動きが反映されているような取り組みの方向ですとか、課題ですとか、もう少し一つ下ろした課題と取組みの方向性というものを書かないと、申し上げたように毎年同じような抽象的な表現が多くなってしまうのではないかというふうに思います。

議　　長　ありがとうございました。

とても重要な課題ですが、時間が超過しているので、あと二、三、お聞きした上でまとめてコメントをいただいていいですか。ほかに何かご発言なさりたい方はおられますか。では、今の点について、事務局でお願いします。

総合計画課長　17施策の評価の仕方でございますが、17施策の評価の仕方は、詳細審

議の５施策と同様に、まず細項目の評価をし、その上で重要なもの、次年度取組みの方向を強めていくようなものを様式４、すなわち重点施策のほうに持ち上げるというやり方で評価をしたところでございます。やり方は変わっておりません。ただ、私の説明の仕方が、細項目の何番ではというようなことで行ったので誤解があったのかなと思いますが、評価の仕方は同様になったところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、評価の分析の仕方についてはまだまだ甘いのかなということで、抽出後、施策についてご意見をいただいたところでございます。このご意見を今後は22施策に転換して、次年度以降はもっと的確な分析をし、課題を抽出し、それの取組みの方向をやっていくようなことで対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　取組みの方向性についてはよろしいですか。

ここに、寺部さんの印象だと、今後の取組みの方向性は総合計画に盛られている内容がある意味では繰り返し表現されているのではないか、ここのところにもうちょっと今のタイミング、社会的な変化に対応させたような、一歩踏み込んだような切り込み方が必要ではないかということなのですが。

総合計画課長　　おっしゃるとおりだと思います。課題の分析をより的確に行うことにより、取組みの方向性もワンランク、ブレークダウンした取り組みの方向性といった方向でやっていけるように努めていきたいと思います。

議　　長　　私ども、審議会の中に部会を設けて、いろいろな注文をつけさせていただきました。これが県自体の評価の仕組みの中に反映していただきたいというのが寺部さんの最初のご意見のように思いますので、そこでも施策との事業との関係をどう見ていくのかということについてもう一工夫あるとありがたいなというご注文だと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

だいぶ時間が超過してしまって、本当に申し訳ございませんが、今のご意見についても、ただいま出された意見を踏まえて今後の施策の推進にあたっていただきたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、その他について事務局のほうから何かございましょうか。

総合計画課長　　今後のスケジュールについてでございます。

議事の中でも説明がありましたが、本日ご審議いただきました福島県国土利用計画と政策分野別重点施策詳細審議抽出５施策分につきましては、いずれも11月上旬に審議会からそれぞれ知事に対しまして、国土利用計画につきましては答申を、施策取組状況評価につきましては意見具申を行うこととしておりますので、皆様にお知らせいたします。

以上でございます。

議　　長　　そのようなわけで、スケジュールに乗って、今日の意見をどのように反映させたり、具体的な答申案あるいは意見具申に反映させるか、先ほ

どご理解いただきましたように私と事務局のほうで取りまとめをさせていただきます。その結果については当然皆様のほうにお知らせしますので、後ほどご確認いただければと思います。

きょうの審議はこれで終わらせていただきます。当初、皆さんへのご通知では３時半に終わる予定だったのですが、20分オーバーしてしまいました。進行の仕方がまずかったことをお詫びいたします。

ご協力どうもありがとうございました。

司　　会　　それでは、これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

（以　上）